

議会基本条例・取りまとめ正副委員長案(121029版 -- 第一次専門的知見の活用による調査結果の反映版 --)

取りまとめに関する考え方：各党派・無所属委員より提出された意見を参考に、重複項目を整理し、法的根拠や他市制定事例、及び市民アンケート等による裏付けを含めて検討した案を作成した。
 専門的知見の活用について：これまでに提出された全ての意見をつけた上で条文全体について意見を求めるが、特に意見を要する項目、及びこれまでにあまり議論されていない項目については意見を求めることを明記した。

項目	とりまとめ案	作業部会素案	解説
前文			
前文	<p>本市議会は、世界に誇る歴史と文化の薫る本市の発展を担うため、日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき議会の機能を高めることにより、市民主体の市政及び自立した地方公共団体の構築を推進し、市民の生活の安定及び福祉の向上に寄与するとともに、本市の都市の将来像である「市民が育む世界の古都奈良」にふさわしい伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりに努めなければならない。</p> <p>また、本格的な人口減少と少子高齢化社会の到来など社会経済情勢は大きく変化するとともに、市民ニーズも多様化、高度化してきている。</p> <p>このため、議会は、議事機関としての特性を發揮し、市政における課題の論点及び争点を明らかにして十分に議論を尽くすとともに、市政運営への監視と評価機能を強め、さらに政策立案、政策提言等を積極的に行うことにより、その使命を果たさなければならない。</p> <p>市民福祉の向上を図るために、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務を有しているが、地方分権の進展に伴い、議会が果たすべき役割及び責務はますます増大している。</p> <p>また、議会は、市民に開かれた、分かりやすい議会であり、かつ、信頼される議会として、情報公開や説明責任を積極的に果たすことに努めなければならない。</p> <p>ここに、本市議会は、市民福祉の向上を図るために、二元代表制の一翼を担う重大な責務があることを確認し、市民の厳粛な信託に全力で応え、市民とともに歩む開かれた議会づくりを目指すことを決意し、議会に関する基本的な事項を明らかにし、議会の最高規範として、この条例を制定する。</p> <p>【知見】 論点、争点の発見と公開は、議会活動の全般にかかる、議会の第一の使命であり、前文において明確に示しておくことが必要ではないでしょうか。現状では、重要な政策の審議についてのみ規定されている形になっています。</p>	<p>A案 奈良市議会は日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、市長との二元代表制の特性を基礎とする議会の機能を高めることにより、市民主体の市政及び自立した自治体構築を推進し、市民の生活の安定及び福祉の向上並びに住民自治の発展に寄与するとともに、本市の都市像である「市民が育む世界の古都奈良」にふさわしい伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりに努める。 このため本市議会は、政策立案、行政監視、論点開示などを積極的に行い、情報公開、住民参加を活用しながら市民の負託に添えていかなければならない。 また、本市議会議員は、市民の公共的な意志の代表者として自覚を持ち、倫理を重んじ、自主・自立を原則として活動しなければならない。 本市議会は、これらの理念と目的を達成することを誓い、議会の最高規範として、この条例を制定する。</p> <p>B案 奈良市議会は、<u>世界に誇る歴史と文化の薫る本市の発展を担う責務</u>を担っている。 かつて平城京に都がおかれていた時代は、シルクロードを通じて大陸より学び我が国の律令制が布かれていた。しかし、現代は主権在民のもと、選挙で負託された住民の代表が政治を行い、なかでも地方政治は、多様な住民意思の反映が必然となり二元代表制のもとで、さらに地方分権が進められている。 また、我が国の取り巻く社会情勢は、世界でも類をみない人口減少と少子高齢社会をむかえ、新たな価値観を更に創造して持続可能なまちづくりを模索している。 我々奈良市議会は、市民の負託を受けた議会として、このような流動化のなかにあっても現在と未来の世代への責任を果たすべく、最高規範である奈良市議会基本条例を制定し、市民と協働のもと諸問題を的確に捉え課題を克服し、本市の発展を不動にすべく定めるものである。</p> <p>C案 今日の地方自治は、法律によってその制度の改革が行われ地方分権、地方への権限移譲が加速し、多様化している社会のニーズに対応できる時代を求めています。それに伴って地方公共団体の権能や機能が拡大する中で、議会の果たすべき役割と責任は、一層重要なものとなっています。 二元代表制の下で、市長および執行機関との健全な緊張関係を維持しながら、行政への監視機能をより強化し、一方で議会としての政策立案、政策提言等に努めなければなりません。 <u>市民に負託された責任と期待に応えるためには、今まさに議会制度の改革の必要性が認識され、全国的な流れとなっています。</u> 本市議会としても議員・議会が果たしている役割を、より市民に分かりやすく伝え、見える制度とすることが必要であると考えます。 ここに奈良市議会の基本理念、議員の責務、議会運営に関する事項、政治倫理に関する事項を明らかにし、本議会の最高規範として市民の信頼をより高めるため、この条例を制定するものです。</p> <p>D案 地方自治は日本国憲法でうたわれ、地方議会は、首長とならぶ、住民の直接選挙で選ばれた議員で構成される独立した地方自治体の代表機関として位置づけられている。 本市議会は、議事機関としての特性を發揮し、<u>市民福祉の向上を図るために、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務があることを確認する。</u> ここに、市民の負託にこたえ、市民に開かれた議会として、議会の基本的事項を定めたこの条例を制定する。</p>	<p>◆4案を統合</p> <p>これまでの議論においては4案ともに推奨する意見があり合意形成するのが困難であるため、下線部分をポイントとして統合した。</p> <p>他市事例により、全体フレームを「地域性」「責務」「最高規範」の3つから構成することとした。</p> <p>「地域性」についてはA・B案で記述されているので、その中から採用した。「住民自治」は「地方自治の本旨」と重複するので割愛した。</p> <p>「責務」についてはD案が簡潔に表現しているため、これを採用加筆した。</p> <p>「最高規範」については3案で取り上げられており、これらを統合した。</p>

項目	とりまとめ案	作業部会素案	各会派意見	解説
第1章 総則				
1-1 目的	<p>この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制の下での議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、公正かつ公平で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>【知見】 「国権の最高機関」であり「唯一の立法機関」である国会とは異なり、地方議会は「唯一の立法機関」でも「最高」の意思決定機関でもありません。権力分立の制度設計なので、議会と首長が基本的に対等で抑制と均衡の関係にあり、また、規則制定権として首長にも自治立法権の一部が委ねられているというのが一般的な解釈です。</p>	<p><u>A案</u> この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>◆A案：公明党・共産党・民主党 ◆特になし：政友会・無所属（松石委員）</p> <p>※民主党 議員の責務⇒議員の機能及び責務</p>	<p>◆文言修正した。</p> <p>「基本的事項」の修飾を簡素化した。</p> <p>民主党案の「機能」は「議員」ではなく「議会」に対するものであると思われる、既に「議会の役割」で説明できていると考えるため採用しなかった。</p>
1-2 基本理念	<p>議会とは、市政において、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と対等の議事機関として、市民の多様な意思を的確に把握し、市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。</p>	<p><u>A案</u> 議会は、市政における最高の意思決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。</p>	<p>◆A案：公明党・共産党・政翔会 ◆削除：民主党 ◆特になし：政友会・無所属（松石委員）</p> <p>※民主党 前項（目的）の中で重なる意味合いがある</p>	<p>◆一部修正</p> <p>議会は唯一の立法機関なので「最高」を「唯一」に変更。</p> <p>「公平かつ」は1-1と重複するので削除。</p>
1-3 基本方針	<p>議会は、(前条の)基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。</p> <p>1 議案。請願その他の案件（以下「議案等」という。）の審議又は審査による政策決定を行うこと。</p> <p>2 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行について監視及び評価を行うこと。</p> <p>3 市政の課題について調査研究を行うことにより、独自の政策立案及び政策提言に取り組むこと。</p> <p>4 市民に対して積極的な議会活動の情報公開及び情報発信に努めるとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営に努めること。</p> <p>5 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させるように努めること。</p> <p>6 時代の要請にあった議会の運営体制の確立を図るため、議会改革に継続的に取り組むこと。</p>	<p><u>A案</u> 議会は、(前条の)基本理念にのっとり、次の各号に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。</p> <p>(1) 市民に対して積極的な議会活動の情報公開及び情報発信に努めること。</p> <p>(2) 市民が参画しやすい開かれた議会運営に努めること。</p> <p>(3) 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させるように努めること。</p> <p>(4) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営について監視及び評価を行うこと。</p> <p>(5) 積極的に政策立案又は政策提言に取り組み、本市の政策を決定すること。</p> <p>(6) 議会改革の推進に努めること。</p>	<p>◆A案：公明党・共産党・民主党・政翔会 ◆特になし：政友会 ◆検討中：無所属（松石委員）</p> <p>※無所属（松石委員） (特に(6)について当然のことなので、明文化が必要だろうか)</p>	<p>◆記述の順序を入れ替え、表現を改めた。</p> <p>松石委員案の、(6)については、当たり前のことであるが、これは全体について言えることであり、明文化することで市民との約束となると考えた。</p> <p>2-1、3-1の内容を統合</p>
1-4 条例の位置付け	<p>この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。</p> <p>【知見】 「議会における最高規範」という表現は、多くの議会基本条例で使われているところですが、基本条例という標題を付けても法的には「条例」というひとつのカテゴリーしかありませんので、他の条例に対する法的な拘束力という点では限界があるというのが一般的な解釈です。ただし、これは国が多数制定している「基本法」も同様で、事実上の、あるいは政治的な拘束力という点で、一定の意義があることも確かです。また、規則、要綱、申し合わせ、先例などに対しては、条例という規範が上位にたつことになり、既存の会議規則、傍聴規則、議会の申し合わせや先例を見直す際に、議会基本条例の条項や制定趣旨を踏まえて行うということが明確になります。他の条例ということ以上に、条例等の「等」の部分に重要性があると考えています。</p>	<p><u>A案</u> この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。</p>	<p>◆A案：公明党・共産党 ◆「最高規範」を削除：民主党・政翔会 ◆特になし：政友会 ◆検討中：無所属（松石委員）</p> <p>※共産党 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合を図るものとする。</p> <p>※民主党 この条例は、議会に関する他の条例等を制定し又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。</p> <p>※政翔会 この条例は、議会に関する基本的な事を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合を図るものとする。</p>	<p>◆中身は修正せずに専門的知見の活用による意見を求めることとした。 1-4のタイトルは「条例の位置づけ」として簡素化した。</p> <p>本条例は最高規範を策定するものであるが、様々な意見が出されたので「最高規範」という文言の解釈については専門的知見の活用による意見を求めることとした。</p> <p>他の条例との整合性を図ることは本条例に限ったことではないので、他市で明文化している意味がどこにあるのか、専門的知見の活用による意見を求めることとした。</p> <p>共産党案については、ここでは規範を述べているので、条文表記としては「～しなければならない」という表現が適切と考えた。</p>



項目	とりまとめ案	作業部会素案	各会派意見	解説
第2章 議会及び議員の活動原則等				議会の活動原則に限定
2-1 議会の活動原則	(削除)	<p><u>A案</u> 議会は、市民の代表機関であることを十分認識するとともに、公正性、透明性等を確保し、<u>市民に開かれた議会</u>を目指す。 2 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努める。 3 議会は、<u>市民の関心を高め、分かりやすい議会運営</u>に努める。</p> <p><u>B案</u> 議会は、次に掲げる原則に基づき<u>活動しなければならない</u>。 (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、<u>市民に開かれた議会であること</u>。 (2) 議案提出権、市長提出議案に対する修正動議の発議権等を議員が有することを踏まえて議決権を行使し、市政の運営に貢献すること。 (3) 市民本位の立場から、市長等(市長その他の執行機関をいう。以下同じ。)により適正な市政運営が行われているかを監視し、さまざまな政策等が、適切に施行され、又は運用されているか常に検証を怠りなく行うこと。 (4) 市民参加の機会の拡充を図り、<u>市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること</u>。 (5) <u>議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行うこと</u>。</p>	<p>◆A案：共産党・民主党・政翔会 無所属（松石委員） ◆B案：公明党・政友会</p> <p>※政友会 Aの1～を目指す。目指すという表現はあいまいに感じる。</p> <p>※無所属（松石委員） 「市民の関心を高め、分かりやすい」→「市民がわかりやすい」</p>	<p>◆削除</p> <p>1-3「基本方針」、3-1「議会運営の原則」と重複しているので2-1-1に整理統合</p>
2-1-1 議会運営の原則	<p>議会は民主的かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たすものとする。 2 議会は市政の課題に的確かつ柔軟に対応し、その活動を展開するため、十分に審議を尽くすことができる会期を定めるものとする。 3 議会は、議長及び副議長を選出するときは、その経過を明らかにするように努めるものとする。 4 議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p>【知見】 立候補制 選出前に所信を表明する機会を設けることは望ましいと思いますが、「立候補制」という制度を打ち出してしまうと、法的な整合性が問題にある可能性があります。地方自治法は、地方議会における選挙について公職選挙法の関係条項を準用すると規定していますが、その中に立候補制は含まれていません。それをどう解釈するかは議論の余地がありますが、条例上「立候補制」を明記することは避けておくのが無難ではないかと考えます。</p> </div>	<p><u>A案</u> 議会は、合議制の機関として、円滑かつ効率的な議会運営に努めるものとする。 2 議会は、市民に開かれた議会運営に努めるものとする。 3 議会は、議長又は副議長を選出するときは、その経過を明らかにするように努めるものとする。 4 議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。</p> <p><u>B案</u> 議会は、市の基本的な政策決定、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。 2 議会は、一問一答方式による質問の実施等、市民にわかりやすい運営を行うものとする。 3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。 4 常任委員会及び特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。 5 議会運営委員会及び常任委員会は、議会の閉会中においても、各所管に属する市の事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする</p>	<p>A案：共産党・政翔会・政友会 無所属（松石委員） B案：公明党 その他：民主党</p> <p>※公明党 B案第2項を「<u>議会は、一問一答方式による質問ができるものとする。</u>」に変更する。</p> <p>※民主党 B案にA案の3、4を加える</p>	<p>◆3-1のA・B案の必要な部分を統合し、文言修正の上、第2章に移行した。 <u>立候補制</u>と会期について追記した。</p> <p>「一問一答方式」は5-2に項目として存在しているので、本項では削除した。</p> <p>B案第1項前半は2-1で既に明記されているのでA案仕様を採択した。</p> <p>B案第3項は地自法§109の3第4項に明記されている事項であるので削除した。</p> <p>議長の中立性等については地自法にも記述が無いので明記することとした。</p> <p>委員会に関する規定は3-2に譲り、それを2-2-2に移行することとして削除した。</p>

<p>2-2 議員の活動原則</p>	<p>議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 地域の課題のみならず、市政全般の課題及びこれに対する市民の多様な意思を的確に把握し、議会を構成する一員として市民全体の福祉の向上を目指して活動し、市民の厳粛な信託に応えるものとする。 (2) 日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。 (3) 議会活動について、市民に対して説明する責務を有する。 (4) 議会が討議の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、積極的な議論を重んじなければならない。</p>	<p><u>A案</u> 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 議員は、<u>市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握</u>し、市民の代表として市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。 (2) 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて<u>自らの資質の向上に努める</u>ものとする。 (3) 議員は、議会活動について、<u>市民に対して説明する責務を有する</u>。 (4) 議員は、議会が討議の場であること及び<u>合議制の機関であることを十分認識し、積極的な議論</u>を重んじなければならない。</p>	<p>◆A案：共産党・民主党・政翔会 ◆検討中：無所属（松石委員）</p> <p>※公明党 第4項に関しては今後の検討課題とする。</p> <p>※共産党 （A案をベースにして内容簡素化） 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1)議員は、議会が討議の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、積極的な議論を重んじなければならない。 (2)議員は、市民の多様な意思の把握に努め、市民の代表として市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。 (3)議員は、自らの資質の向上に努め、議会活動について市民に対して説明する責務を有する。</p>	<p>◆文言修正</p> <p>公明党案にある第4項は議員間討論を含むものであり、ことさら今後の検討課題とする必要はないと考える。</p> <p>共産党案では「市政全般の課題」を削除して簡素化しているが、重要な文言であると考えられる。また、順序の入れ替えも特に重要である理由が見当たらないので原案通りとした。</p>
<p>2-2-1 委員会</p> <p>知見</p>	<p>委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）は、議案等の審査、市政に関する課題の調査又はその所管に属する事務の調査の充実を図ることにより、その設置目的が十分に発揮されるよう活動を行うものとする。 2 常任委員会は、議会の閉会中においても各所管に属する事務に関する調査を行うよう努めるものとする。 3 委員会は、その審査にあたって資料等を積極的に公表し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。 4 委員長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な委員会運営を行うものとする。 5 前各項に定めるもののほか、委員会に関しては、奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）の定めるところによる。</p> <p>【知見】 委員会は、庁舎内の委員会室だけで行うのではなく、必要に応じて現場に出かけて行って行うということは望ましいことと考えます。従来行われてこなかったことを、今後積極的に行おうという趣旨であれば、条文中に明記することが効果的と考えます。 A案5項ですが、委員会条例にはそれに該当する条項はありませんし、議長について同様の規定が含まれていませんので（2-1-1）、委員長についても含めるのがバランス上も良いと考えます。</p>	<p><u>A案</u> 議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査するため常任委員会を設置し、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため特別委員会を設置する。 2 常任委員会は、市政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。 3 特別委員会は、市政の課題に対応してその事案の専門性、特殊性を考慮し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。 4 常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会（以下「委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条から第110条までの規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 5 委員長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な委員会運営を行うものとする。</p> <p><u>B案</u> 常任委員会は、市政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。 2 特別委員会は、市政の課題に対応して特に必要がある場合に柔軟に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。 3 委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）は、その審査にあたって、資料等を積極的に公表しながら、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。 4 委員会は、地域住民に関係が深く、かつ、関心の高い事案について審査又は調査しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができる。</p>	<p>A案：公明党・共産党・民主党・政友会 B案：政翔会・無所属（松石委員）</p> <p>※公明党 A案のうち 第2項と第3項は、3-1に含まれるので削除。第5項は、既に委員会条例第11条及び22条で定められているので削除。第4項を2項とし、3項に「委員会等は、その審査にあたって市長等の執行機関に資料等を請求できるものとする。」を追記</p> <p>※共産党（A案・一部修正） 2 常任委員会は、（略）運営しなければならない。<u>又、議会の閉会中においても、各所官に属する市の事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。</u></p> <p>※無所属（松石委員） B案の3の文中～資料等を積極的に公表しながら、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。→ もう少しすっきり出来ないだろうか</p>	<p>◆3-2を第2章に移行し、A・B案の必要な部分を統合し文面を改めた。疑問点は専門的知見の活用による<u>意見を求める</u>こととした。</p> <p>A案第1項については地自法§109§110にあるので採用しなかった。第4項「参考人」「公聴会」は4-3に移行した。</p> <p>B案第4項の「<u>出前委員会</u>」については今回の取りまとめ案には入れず、その必要性を専門的知見の活用による意見を求めることとした。</p> <p>公明党案、A案第5項と委員会条例§11§22とは趣旨は全く異なり、当該条例には「中立」「公正」「民主的」などの文言がみあたらない。よって残すこととした。</p> <p>公明党案「資料等を要求」は地自法§100の調査権により担保されていると考えられるので採用しなかった</p>

<p>2-3 会派</p>	<p>議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、基本的政策が一致する議員で構成し、活動する。 3 所属議員が3人以上の会派を交渉団体とする。 4 会派は、政策決定、政策立案その他の議会活動に関し、必要に応じて会派間で相互に協議を行い、円滑かつ効果的な議会運営を図るものとする。</p>	<p><u>A案</u> 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 <u>会派は、理念、政策等を共有する議員で構成</u>する。 3 会派は、議会運営及び政策形成に際し、会派間での合意形成に努めるものとする。</p> <p><u>B案</u> 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 (2) 会派は、<u>基本的政策が一致する議員で構成</u>し、活動する。 (3) <u>所属議員が3人以上の会派を交渉団体とする。</u> (4) 会派は、政策決定、政策立案、政策提言等に関し、必要に応じて<u>会派間で調整を行い、合意形成に努める</u>ものとする。</p>	<p>A案：共産党・政翔会・無所属（松石委員） B案：公明党・民主党・政友会</p> <p>※共産党 （A案をベースに内容変更） 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、相互に研鑽して活動する。</p> <p>※無所属（松石委員） A案の「会派は、理念、政策等を共有する議員で構成する。」部分削除</p>	<p>◆B案を採用し文言修正した。</p> <p>会派の構成根拠の表現として、「理念」「政策」「基本的政策」とあるが、「基本的政策」でこれらを含んでいると考えた。</p> <p>第3項は、交渉会派としての要件が3名以上であることを明確とするだけでなく、3人未満の会派も交渉会派ではないが構成できると解釈できる利点がある。</p> <p>「調整」は「相互に協議」とし、「合意形成」についても誤解を招かない表現に改めた。</p>
<p>2-4 2-5 議決・説明責任</p>	<p>議会は、市の意思決定機関として<u>議決機関として議決責任</u>を深く認識するとともに、その<u>経過及び結果</u>について、市民に対し説明する責務を有することを自覚するものとする。</p> <div data-bbox="296 819 964 997" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「議決責任」について、2011年制定の93議会中16条例（17.2%）にて明文化されている。 「説明責任」については、93議会中90条例（96.8%）にて明文化されている。</p> </div>	<p><u>A案</u> 議会は、市の意思決定機関として議決責任を深く認識するとともに、その結果について、市民に対し説明する責務を有することを自覚するものとする。</p> <p><u>B案</u> 議案等を議決し、地方公共団体としての意思又は政策を決定したときは、市民に対して説明する責務を有する。</p>	<p>B案：公明党・民主党 削除：共産党・政翔会・無所属（松石委員）</p>	<p>◆A案を採用した。</p> <p>説明責任は2-2で既に述べているが「<u>自覚</u>」にポイントがあること、「議決責任」「説明責任」は他市条例では必須アイテムとなっていることにより残した。</p> <p>B案の「議案等を議決」は地自法で定められた議会の基本的な権能であるため、削除した。</p>
<p>2-6 議長の責務</p>	<div data-bbox="281 1029 964 1249" style="border: 2px dashed blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【知見】 「結果について、市民に対し説明する責務」 市民に説明する責務は、結果というよりも結果に至るプロセスではないでしょうか。政策決定における論点形成と結果のセットを説明すべきものと思います。</p> </div> <p>（削除）</p>	<p><u>A案</u> 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ効率的な議会運営に努めるものとする。</p> <p><u>B案</u> 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。 2 議長は、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第101条第2項の規定に基づき、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求する。</p>	<p>削除：共産党・民主党・政翔会 無所属（松石委員） 検討中：公明党</p> <p>※政友会 B案の2 議長が臨時会の招集請求することは、現行法令でも可能であるので特に明記する必要はないのではという意見と、現行でも可能だが責務を明らかにしておく意味で明記した方がよいという意見があった。</p>	<p>◆削除</p> <p>A案については、地自法§104に「普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。」、B案第2項については§101に「議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる」とあり法と同じ趣旨・内容を条例で準用でなく明文化することは適切でないと考え削除した。</p> <p>B案の招集請求に関しては、国会にて審議中の「地方自治法の一部を改正する法律案」（第180回国会（常会）提出法案）は8月10日に衆議院にて可決し、同日参議院に受理された。これにより法案が成立して「議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとする。」と改正される可能性が高いので、明文化すれば今後修正の必要が生じる。 参考→ 参議院議案情報ホームページ</p>

項目	とりまとめ案	作業部会素案	各会派意見	解説
第3章 議会運営の原則 → 削除				
3-1 議会運営 の原則	(削除)	<p><u>A案</u> 議会は、合議制の機関として、円滑かつ効率的な議会運営に努めるものとする。 2 議会は、市民に開かれた議会運営に努めるものとする。 3 議会は、議長又は副議長を選出するときは、その経過を明らかにするように努めるものとする。 4 議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。</p> <p><u>B案</u> 議会は、市の基本的な政策決定、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。 2 議会は、一問一答方式による質問の実施等、市民にわかりやすい運営を行うものとする。 3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。 4 常任委員会及び特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。 5 議会運営委員会及び常任委員会は、議会の閉会中においても、各所管に属する市の事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。</p>		<p>◆2-1-1 へ移行</p> <p>1-3、2-1 と重複しているため移行して整理した。</p>
3-2 委員会	(削除)	<p><u>A案</u> 議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査するため常任委員会を設置し、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため特別委員会を設置する。 2 常任委員会は、市政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。 3 特別委員会は、市政の課題に対応してその事案の専門性、特殊性を考慮し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。 4 常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会（以下「委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条から第110条までの規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 5 委員長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な委員会運営を行うものとする。</p> <p><u>B案</u> 常任委員会は、市政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。 2 特別委員会は、市政の課題に対応して特に必要がある場合に柔軟に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。 3 委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）は、その審査に当たって、資料等を積極的に公表しながら、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。 4 委員会は、地域住民に関係が深く、かつ、関心の高い事案について審査又は調査しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができる。</p>		<p>◆2-2-1 へ移行した。</p> <p>第2章でも議会運営について述べているため、移行して整理した。</p>

項目	とりまとめ案	作業部会素案	各会派意見	解説
----	--------	--------	-------	----

第4章 市民と議会の関係

4-1
委員会等
会議の公開等

知見

議会は、公平性及び透明性を確保するとともに、開かれた議会運営に資するため、本会議及び委員会を原則として公開するものとする。**【注】2-2-1で「委員会」について規定したので変更なし**

2 議会は、あらかじめ会議の日程、議題等を市民に周知するものとする。

3 議会は、本会議及び委員会の傍聴人等に対して議案の審議又は審査のための資料等の提供に努めるものとする。

4 議会は、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

「委員会の原則公開」について、2011年制定の93議会で82条例（88.2%）にて明文化されている。
「全ての会議の原則公開」については、93議会で58議会（62.4%）にて明文化されている。

【知見】
「すべての会議」とした場合には、会議規則で公式に位置付けられている「協議等の場」も含まれることとなります。具体的には全員協議会を公開することとなります。
なお、資料の公開ですが、「傍聴人」と限定してしまうと、テレビやネット中継などの視聴者への提供が対象外となってしまうので、「傍聴人等」としておくことが望ましいと考えます。

A案
議会は、開かれた議会に資するため、委員会等を原則として公開する。

2 議会は、傍聴者に対して議案の審議又は審査に用いる資料等の提供に努めるものとする。

【市民アンケート】
設問 4-1. 市議会に「関心がある」「少し関心がある」とお答え頂いた方へ。市議会の情報をどのように入手されていますか？（複数回答可）

	回答数(件)
①議会だよりを読んでいる	1,281
②議会・委員会を傍聴している	54
③議員から聞いている	333
④市役所職員から聞いている	81
⑤ホームページを見ている	196
⑥その他()	152
合計	2,097

A案：公明党・共産党・民主党・政翔会
政友会

※共産党
委員会の公開等→「情報公開」に修正
（4-4と統合）
（4-4 A案）
議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、市民への議会の活動に関する情報を積極的に公開するものとする。

2 議会は、本会議、委員会等を原則として公開する。
（A案 2）

3 議会は、傍聴者に対して議案の審議又は審査に用いる資料等の提供に努めるものとする。

※無所属（松石委員）
傍聴者に対して→傍聴者に対しても

◆A案に一部追加した。専門的知見の活用による意見を求めることとした。

時流は「全ての会議の公開」であるが、「本会議及び委員会」とした。これについては専門的知見の活用による意見を求めることとした。

現在ホームページであらかじめ議会日程や議題などを周知しているため第2項に追記した。

3-2（移行して2-2-1）に「委員会資料の公表」があるが、ここでは傍聴者への資料提供として重複は無いと考える。

共産党案「情報公開」は組織共用文書等を対象としており、本項では委員会の公開について述べているので採用しなかった。また、条文の統合は不可能と判断した。

松石委員案「傍聴者に対しても」については文面修正となったため採用に至らなかった。

4-2
広報及び
広聴機能
の充実

議会は、市民と共に歩み、市民に開かれた議会を実現するため、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるものとする。

2 議会の広報及び広聴の内容、あり方等については、常に検証し充実を図るものとする。

3 議会は、議会広報誌の編集発行その他の広報及び広聴に係る活動について必要な事項を協議するため、**広報広聴委員会を置く。**

【知見】 広報及び広聴に関する会議・議会改革の司令塔をどこに置くか
広報公聴に関する会議は議会報告会を所管することとなります。市民からの提案、要望から議会として政策づくりに取り組んだり、行政への政策提言などを行っていくための段取りは、自ずとこの会議が所管することとなります。会津若松市議会では、そのような経緯で、議会の政策活動の司令塔が広報公聴委員会である、という状況が生まれています。他方で、議会改革推進のための組織を別途置く場合には、そちらが議会改革の継続と今後の議会の戦略をたて、合意形成をする司令塔の役割を担うことが自然です。両者、および日常的な議会運営の調整の場である議会運営委員会との役割分担を明確にしておくことが必要です。

A案
議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

B案
議会は、議会及び市政に対する市民の関心を高めるよう広報広聴機能の充実を努めるものとする。

2 広報広聴機能を効果的に発揮するため、議会に広報広聴委員会を置く。

【市民アンケート】
（その他の記述内容の要約）
・議論の内容を市民に分かりやすく広報してほしい。
・より具体的な内容を情報伝達すべき。
・地域の声を議会に伝えることや議会の活動が市民に伝わるようにしてほしい。

A案：共産党・政翔会・無所属（松石委員）
B案：公明党・民主党・政友会

※無所属（松石委員）
A案「多様な広報手段を活用することにより」部分の削除、

【市民アンケート】設問5.
議会だよりについて

「議会だより」の見直しや充実は既に取り組んでいるため、「常に検証し充実を図る」という文言を追記した。

A案は広報のみを述べており広聴が無く、4-2のタイトルの趣旨を満足していないので採用しなかった。

4-3
市民参画
及び市民
との連携
の促進

知見

議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。
2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人の招致、公聴会制度、専門的知見の活用制度等を活用して、専門的な政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、**その説明責任を果たすため、少なくとも年に〇回議員全員の参加による議会報告会を開催するものとする。【仮置き】**

「参考人・公聴会」について、2011年制定の93議会で74条例(79.6%)にて明文化されている。
「専門的知見の活用」については、93議会で34議会(36.6%)にて明文化されている。
「意見交換の場」については、93議会で84議会(90.3%)にて明文化されている。
「議会報告会」については、93議会で64条例(68.8%)にて明文化されている。

【知見】
市民の議会活動への参画は、大きく二つのタイプに分かれます。
ひとつは、参考人、公述人などとして議事の中で発言することや、請願・陳情など、議事を議会に出すことにより、議会の審議そのものに参画することです。
もうひとつは、議会報告会、市民との意見交換会、テーマを設定した意見交換(公開討論)、委員会による関係団体等との懇談など、議事の外で、必要に応じて議会が相手方に出かけて行って行うさまざまな意見交換を通しての参画です。
2項が前者、3項が後者と整理したうえで、3項については最低限これだけは必ず行うものと、必要に応じて議会が多様に実行するものを整理して規定することが望ましいと考えます。
「議会はその説明責任を果たすため、少なくとも年に〇回議員全員の参加による議会報告会を開催するものとする」「必要に応じて、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする」あわせて、委員会条項のなかで、出前委員会を規定しておくとも良いと思います。

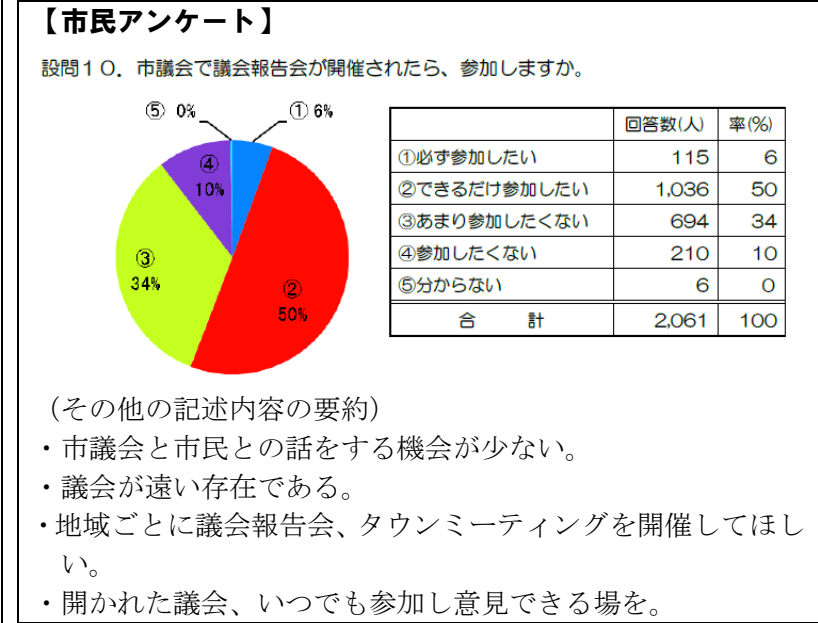
4-4
情報公開
の推進

議会は、奈良市情報公開条例(平成19年奈良市条例第45号)の規定による行政文書の開示請求に適切に対応するとともに、議案等に対する議員の賛否を公表する等、議会が保有する情報の積極的な提供に努めなければならない。

「個別議員の賛否公開」について、2011年制定の93議会で42条例(45.2%)にて明文化されている。

A案
議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、広く議会外の意見を聴取する参考人、広聴会等の制度の活用、専門的知見の活用を努めるものとする。



A案：公明党・共産党・民主党・政友会
無所属(松石委員)

※公明党
第2項は、3-2のA案第4項に含まれるので、削除

※共産党

4-3 市民参画及び市民との連携 → 「市民参加」に修正

(A案・一部修正)
議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。
(以下削除)

2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、広く議会外の意見を聴取する参考人、公聴会等の制度の活用、専門的知見の活用を努めるものとする。

※政翔会
議会は、市民の意思を議会に反映する事ができるよう、市民の意思の掌握に努めるものとする。

◆文面修正し、追記。一部専門的知見の活用による意見を求めることとした。

4-3のタイトルを明確化した。

公明党案・共産党案によるA案第2項の指摘については3-2から本項に移し、表現と法文引用を改めた。

政翔会案は2-1第2項「議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努める」と重複するのでここでは採用しなかった。

時流は「市民との意見交換の場」を設けているので、
・議会報告会(「年〇回以上」と規定)
・委員会別懇談会
・重要案件の意見交換会
といった場の設定を設定する必要があると思われるため追記した。
しかしながらこれについては議論が尽くされていないので、専門的知見の活用による意見を求めることとした。

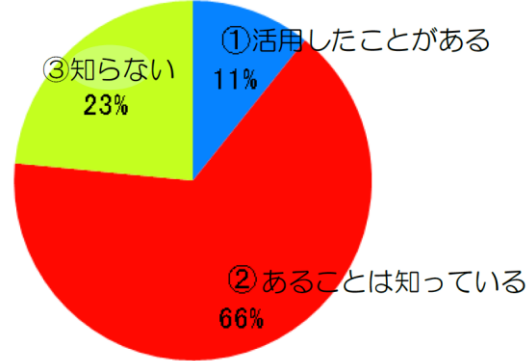
◆表現を変更した。

第2項は4-1にて公開を記述しているため削除した。

この条文を削除しない理由は、情報公開としての請求権的要素は新たに「議会」を実施機関に入れた情報公開条例で策定されているが、議会の裁量による情報提供(制度)については記述が無いために必要であると判断した。

政翔会案の「全員協議会」は、現在の会議規則§159により「初議会の運営に関する協議」のみの開催のため採用しなかったが、今後の議会制度検討特別委員会における審査によっては記述する必要性が生じる可能性がある。

時流では「賛否の公開」を明文化しており既に実施しているため追記した。

<p>4-5 請願及び陳情</p> <p>知見</p>	<p>議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、請願の審査に当たって必要があると認めるときは、その提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。</p> <p>「陳情・請願の位置づけ」について、2011年制定の93議会中42条例（45.2%）にて明文化されている。「請願者の説明機会」については93議会中58条例（62.4%）にて明文化されている。</p> <p>【知見】 請願提出者は議会が審議する議案の提出者ですから、市長提出議案について市長や行政職員による説明や答弁を認めていることと同様、審議のために説明機会を設けるのは当然のことと考えます。参考人という制度を使うことが適切と考えます。</p>	<p><u>A案</u> 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これらの提案者の求めに応じて、又は議会自ら、提案者の説明や意見陳述を行う場を設けることができる。</p> <p>【市民アンケート】 設問8. 市民の皆さんのご意見を市政に反映するため、陳情や請願といった制度があることをしていますか？</p>  <table border="1"> <caption>市民アンケート結果</caption> <thead> <tr> <th>回答</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①活用したことがある</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>②あることは知っている</td> <td>66%</td> </tr> <tr> <td>③知らない</td> <td>23%</td> </tr> </tbody> </table>	回答	割合	①活用したことがある	11%	②あることは知っている	66%	③知らない	23%	<p>A案：公明党・共産党・民主党・無所属（松石委員） 削除：政翔会 検討中：政友会</p> <p>※公明党 A案第2項として、会議規則等との整合性を図るため「<u>請願及び陳情の取り扱いについては、別に定める。</u>」を追記</p> <p>※共産党 検討議題</p> <p>※政翔会 間接民主主義の崩壊に繋がるので削除。（請願と陳情は現状の取り扱いでよい）</p> <p>※政友会 （請願と陳情を同じ扱いにすることは再考する必要があると考える）</p>	<p>◆後半の文面を修正し、専門的知見の活用による<u>意見を求める</u>こととした。</p> <p>請願・陳情の「位置づけ」と「説明機会」が明記されており、ほとんどの他市事例でも同様であるため残した。</p> <p>請願の取り扱いについては会議規則第132～§134、陳情については§138にて「請願書の例により処理」と明記されているが、「<u>提案者の説明や意見陳述</u>」については存在しない。よって先進市事例にならない取り入れたが、専門的知見の活用による<u>意見を求める</u>こととした。</p> <p>政翔会案については、地自法で第5章で直接請求制度が規定され「半直接民主主義」であるという考え方が学説である。提案者は説明や意見陳述を行うのであって採決するわけではないため間接民主主義の崩壊に繋がるという理由が理解できなかった。よって採用しなかった。</p> <p>政友会案については会議規則§138で請願書と同じ扱いを認めているため問題無いと判断した。</p>
回答	割合											
①活用したことがある	11%											
②あることは知っている	66%											
③知らない	23%											
<p>4-6 説明責任等</p>	<p>（削除）</p>	<p><u>A案</u> 議会は、議案等を議決し、地方公共団体としての意思又は政策を決定したときは、市民に対して説明する責務を有する。</p>	<p>A案：民主党・政友会・無所属（松石委員） 削除：公明党・共産党</p> <p>※公明党 2-4・5に含まれるので、削除</p> <p>※無所属（松石委員） 「責務を有する」部分不要</p>	<p>◆削除。</p> <p>とりまとめ案 2-2 第3項と重複するので削除した。</p>								




項目	とりまとめ案	作業部会素案	各会派意見	解説
第5章 議会と市長等との関係				
5-1 市長等との関係の活動基本原則	<p>議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市民福祉の向上及び市政の発展に取り組むものとする。</p> <p>【知見】 一問一答と一括質問一括答弁の選択制は、議会改革の中で一般化している方式です。反問権の範囲については、最近の条例では制約をつけることが一般的となっていますが、率直にいて議会の腰が引けているというこの反映です。行政と議会とで保有する情報量が違いますので、自由な反問権を認めてしまうと、思い切った質問がなくなってしまわないか、という懸念があるためです。しかし、議員が質問の前提とした土俵の設定に違和感、異論がある場合に、首長がそれについて質すような反問は、議論の効果を高めるためにもあった方が望ましいと考えます。市長に対して政策情報の提供義務を課した上で、「論点及び争点を明確にするため反問することができる」といった規定をすることが望ましいものと考えます。</p>	<p>A案 議会は、二元代表制のもと、市長と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市長とともに、市政の発展に努めなければならない。</p> <p>B案 議会審議における市長等と議会との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。 (1) 本会議及び委員会における審議、審査等は、論点及び争点を明確にして行うものとする。 (2) 市長等及びその補助職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問することができる。 (3) 議会は、市長が提案する政策、予算、決算等については、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。 (4) 議会は、本会議及び委員会における議員の要望等への対応状況について、市長に報告を求めるものとする。 ※【5-2 一問一答方式】と一部重複する内容</p>	<p>A案：公明党・共産党・政翔会・政友会 無所属（松石委員） B案：民主党</p> <p>※民主党 B案が重複する内容であるが具体的に規定しておりますので、賛成です</p> <p>※無所属（松石委員） 「二元代表制のもと」をもっと平易な表現 ex「ともに市民から直接選ばれる立場から」などに出来ないか。</p>	<p>◆A案を採用し文言修正した。</p> <p>5-1のタイトルを「基本原則」とした。</p> <p>「監視」「政策立案」「政策提言」が1-3第5項や後段でも出てくるので「くどさ」を感じるが、文面としてはここで必要な文言であると判断した。</p> <p>B案第2項の「反問権」については次項に譲った。</p>
5-2 一問一答方式および反問権議会における質疑 知見 応答	<p>本会議における質疑及び質問は、一括質問一括答弁の方式又は対面による一問一答の方式によるものとし、論点及び争点を明確にして行うものとする。</p> <p>2 市長等及びその補助機関である職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、その発言の趣旨の確認等のため質問することができる。</p> <p>「一問一答」について、2011年制定の93議会中77条例（82.8%）にて明文化されている。 「反問権」については、93議会中86条例（92.5%）にて明文化されている。うち31条例（33.3%）が「趣旨確認」「論点の明確化のため」といった制約条件を付記している。</p>	<p>A案 議会の会議における質疑等は、市政上の論点及び争点を明確にするため、対面による一問一答の方式で行うことができる。</p> <p>B案 本会議における質疑及び質問は、一括質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、論点及び争点を明確にして行うものとする。 市長等及びその補助機関である職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、その発言の趣旨の確認等のため質問することができる。 ※【5-1 市長等との関係の活動原則】と一部重複する内容</p> <p>【市民アンケート】 (その他の記述内容の要約) ・市長の反問権を認めるべきである。</p>	<p>A案：共産党・政翔会・無所属（松石委員） B案：民主党 検討中：政友会 削除：公明党</p> <p>※公明党 3-2の第2項に集約されるので、削除</p> <p>※共産党 A案の「一問一答の方式で行うことができる」は検討課題</p> <p>※民主党 B案の一問一答の方式⇒対面による一問一答 に変える</p>	<p>◆B案を採用し一部変更。専門的知見の活用による意見を求めることとした。</p> <p>5-2のタイトルが具体的過ぎるので変更した。</p> <p>A案の「一問一答の方式」よりもB案の2者択一表現の方がわかりやすい。</p> <p>5-1の「反問権」を統合した。</p> <p>※「一問一答方式（本会議）」及び「反問権」についてはこれまでに議論されていないので専門的知見の活用による意見を求めることとした。</p>
5-3 政策等の監視および評価等	<p>議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めるものとする。</p> <p>2 議会は、市長等の事務の執行が適正かつ公平及び効率的に行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。</p> <p>3 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。</p>	<p>A案 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めるものとする。 議会は、市長等の事務の執行が適正に、かつ、公平性及び効率性をもって行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。 2 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。</p> <p>B案 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）について、次の各号に掲げる事項の</p>	<p>A案：共産党・政翔会・政友会 無所属（松石委員） B案：民主党 A B統合：公明党</p> <p>※公明党 (A案とB案を集約する)。 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めるものとする。 2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び</p>	<p>◆A・B案を統合し一部修正した。</p> <p>作業部会案は基本フレームとして、「政策形成過程の説明」「監視と適切な措置」「評価と適切な措置」の3点に集約されるので、条文を選択した。</p>

	<p>【市民アンケート】 設問 11 奈良市議会が改革に取り組まなければならない課題は何だと思いますか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>回答数(件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①行政への監視機能（チェック機能）をもっと強化するべき</td> <td>951</td> </tr> <tr> <td>②議会から積極的に政策立案し、行政に提案や提言をするべき</td> <td>694</td> </tr> <tr> <td>③議会で議論されている内容をもっと市民にわかりやすく情報伝達するべき</td> <td>1,108</td> </tr> <tr> <td>④市民の声をもっと市政に反映できるようにするべき</td> <td>1,069</td> </tr> <tr> <td>⑤その他</td> <td>128</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,950</td> </tr> </tbody> </table>		回答数(件)	①行政への監視機能（チェック機能）をもっと強化するべき	951	②議会から積極的に政策立案し、行政に提案や提言をするべき	694	③議会で議論されている内容をもっと市民にわかりやすく情報伝達するべき	1,108	④市民の声をもっと市政に反映できるようにするべき	1,069	⑤その他	128	合計	3,950	<p>説明を求めるものとする。 (1) 重要な政策等を必要とする背景 (2) 検討した他の政策案等との比較検討 (3) 重要な政策等の形成過程における市民の意見公募等の実施状況 (4) 総合計画における根拠又は位置付け (5) 関係法令及び条例等 (6) 財源措置 (7) 将来にわたる効果及び費用 (8) 前各号に掲げる事項のほか、議長が必要と認める事項 2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における重要な政策等の評価に資する審議に努めるものとする 3 議長は、市長等の事務の執行が公平・適正に、また、効率的かつ効果的に行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。 2 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。</p>	<p>争点を明らかにするとともに、執行後における重要な政策等の評価に資する審議に努めるものとする</p>	
	回答数(件)																	
①行政への監視機能（チェック機能）をもっと強化するべき	951																	
②議会から積極的に政策立案し、行政に提案や提言をするべき	694																	
③議会で議論されている内容をもっと市民にわかりやすく情報伝達するべき	1,108																	
④市民の声をもっと市政に反映できるようにするべき	1,069																	
⑤その他	128																	
合計	3,950																	
<p>5-4 重要な政策等の説明及び審議</p> <p>知見</p>	<p>市長等は、市長等が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）について、次の各号に掲げる事項の説明に努めるものとする。 (1) 重要な政策等を必要とする背景 (2) 検討した他の政策案等との比較検討 (3) 重要な政策等の形成過程における市民の意見公募等の実施状況 (4) 総合計画における根拠又は位置付け (5) 関係法令及び条例等 (6) 財源措置 (7) 将来にわたる効果及び費用 2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における評価に資する審議に努めるものとする 3 市長は、市長等が各行政分野における基本的な計画の策定、変更等をするために計画の概要を公表し、広く市民から意見等を募集するときは、あらかじめ、その理由及び概要を議会又は所管の委員会に対して説明するものとする。</p> <p>【知見】 議会基本条例の「基本条例」としての意義のなかには、二元代表の相互関係を規定するという要素が含まれています。議会が市長提出の議案について審議し、判断するために必要と考える資料については、その提供を義務づけることが、議事機関としての議会が住民に対して責任を全うするために当然のことですから、議会の責務を果たすために必要な範囲内の情報提供義務を課すことには、問題はありません。ただし、市長との調整が今後入るかと思しますので、調整の流れによっては、「議会は・・・情報の提供を求める」という条文に切り替えることも一案です。（伊賀市議会方式）項目については、他の自治体の例を含める場合も多いようですが、これは求めなくても行政から説明されることが一般的なので、あえて入れるまでもないという判断もあると考えます。</p>	<p>A案 市長等は、提案する重要な政策等について、審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、次に掲げる事項に関する必要な情報を明らかにしなければならない。 (1) 重要な政策等を必要とする背景 (2) 検討した他の政策案等との比較検討 (3) 総合計画における根拠又は位置付け (4) 関係法令及び条例等 (5) 財源措置 2 議会は、市長等が前項の規定に反する場合は、必要な情報を明らかにするよう求めることができる。 3 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえた審議をするものとする。</p> <p>B案 市長等は、市長等が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）について、次の各号に掲げる事項の説明に努めるものとする。 (1) 重要な政策等を必要とする背景 (2) 検討した他の政策案等との比較検討 (3) 重要な政策等の形成過程における市民の意見公募等の実施状況 (4) 総合計画における根拠又は位置付け (5) 関係法令及び条例等 (6) 財源措置 (7) 将来にわたる効果及び費用 2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における評価に資する審議に努めるものとする 3 市長は、市長等が各行政分野における基本的な計画の策定、変更等をするために計画の概要を公表し、広く市民から意見等を募集するときは、あらかじめ、その理由及び概要を議会又は所管の委員会に対して説明するものとする。</p>	<p>A案：政友会・無所属（松石委員） B案：民主党・共産党 検討中：公明党</p> <p>※共産党（5-3 B案の前半部分） 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）について、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。 (1) 重要な政策等を必要とする背景 (2) 検討した他の政策案等との比較検討 (3) 重要な政策等の形成過程における市民の意見公募等の実施状況 (4) 総合計画における根拠又は位置付け (5) 関係法令及び条例等 (6) 財源措置 (7) 将来にわたる効果及び費用 (8) 前各号に掲げる事項のほか、議長が必要と認める事項 2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における重要な政策等の評価に資する審議に努めるものとする。</p> <p>※政友会（A案を修正） 市長等は、提案する重要な政策等について、審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、必要な情報を明らかにしなければならない。</p>	<p>◆B案を採用したが、専門的知見の活用による意見を求めることとした。</p> <p>議会基本条例における市長に対する義務を明文化することについて、どこまでが適切であるか疑問であること、および羅列している項目の適正度を確認するため、専門的知見の活用による意見を求めることとした。</p> <p>「具体的な政策情報の提示」について、2011年制定の93議会中74条例（79.6%）にて明文化されている。</p>														

<p>5-5 予算・決算における審議の審議における説明</p>	<p>議会は、市長が予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成を求めるものとする。</p>	<p><u>A案</u> 議会は、市長が予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成を求めるものとする。</p> <p><u>B案</u> 市長は、予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成に努めるものとする。</p>	<p>A案：公明党・共産党・政友会 B案：民主党・無所属（松石委員）</p>	<p>◆A案を採用した。</p> <p>B案は市長のみに責務を与えるものであるため採用しなかった。</p> <p>A案は多摩市レベルを言っているのか、表現が抽象的であるが、<u>現在折衝中</u>であるため後日表現を改めたい。</p>
<p>5-6 法第96条第2項の議決事件</p> <p>知見</p>	<p>議会は、意思決定機関としての機能を十分に発揮するため、議会の議決すべき事件を別に定めるものとする。</p> <p>「議決事件の追加」について、2011年制定の93議会中60条例（64.5%）にて明文化されている。</p> <p>【知見】 すでに基本構想と基本計画の議決に関する条例を策定されていますが、今後の追加を含めて、どのような考え方にもとづいて議決事件の追加を判断するのかについて、原則を基本条例に規定しておくことには一定の意義があると考えます。</p>	<p><u>A案</u> 議会は、意思決定機関としての機能を十分に発揮するため、議会の議決すべき事件を別に定めるものとする。</p> <p><u>B案</u> 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、議会の監視機能上の必要性和市長等の政策執行上の必要性和を比較考量し、別に条例で定めるものとする。</p>	<p>A案：政友会・無所属（松石委員） B案：公明党・共産党・民主党</p>	<p>◆A案を採択したが、専門的知見の活用による<u>意見を求める</u>こととした。</p> <p>A案は地自法§96第2項と全く重複するので、明文化が適当であるかどうかを専門的知見の活用により<u>意見を求める</u>こととした。残した理由は他市条例において必須項目かのごとく明文化されているためである。</p> <p>B案の比較衡量であればここに記述する必要はないと考えられる。</p>
<p>5-7 政策立案等</p> <p>知見</p>	<p>（削除）</p>	<p><u>A案</u> 議会は、市民の福祉向上のため、積極的な政策立案及び政策提言に努めるものとするともに、執行後における政策評価の視点も踏まえた審議をするものとする。</p> <p><u>B案</u> 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。</p>	<p>B案：民主党・政友会・無所属（松石委員） 削除：公明党 別案：共産党</p> <p>※公明党 6-3に集約されるので、削除</p> <p>※共産党（岡崎市案） 議会は、市民の福祉向上のため、積極的な政策立案及び政策提言に努めるものとする。</p>	<p>◆削除</p> <p>1-3、2-1、2-3、5-1と重複するため削除した。</p>
<p>5-8 議員の文書による質問</p> <p>知見</p>	<p>議員は、閉会中に議長と協議の上、市長等に対し、別に定める様式により文書で質問を行い、文書による回答を求めることができる。</p> <p>2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。</p> <p>3 前2項の文書による質問及び回答は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。</p> <p>【知見】 数百名の議員で構成される国会では、議場での質疑に立つ機会は平均するとごくまれにしか回ってきませんので、文書質問が従来から制度化されているものと考えます。地方議会に必要なかどうかについては議論のあるところですが、ただし、議長との協議、調整が設定されていますので、完全に一人一人が自由に行う一般質問とは異なり、閉会中に生じた課題について、疑問をもった議員間の調整、議長による集約を経て、議会としての質問として活用するなど、一般質問の文書版という枠をこえた活用方法もあり得ます。制度として置いて良いのではないかと考えます。また、2011年3月議会で、11日以降の日程で一般質問を予定していた議員について、文書質問に切り替えることにより、会議の開催を見送り、市長が震災対応に専念できるようにした例もあります。</p>	<p><u>A案</u> 議員は、閉会中に議長と協議の上、市長等に対し、別に定める様式により文書で質問を行い、文書による回答を求めることができる。</p> <p>2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。</p> <p>3 前2項の文書による質問及び回答は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。</p>	<p>A案：民主党・無所属（松石委員） 削除：共産党 検討中：公明党・政友会</p> <p>「文書質問」について、2011年制定の93議会中23条例（25.8%）にて明文化されている。</p>	<p>◆変更なしとしたが専門的知見の活用による<u>意見を求める</u>こととした。</p> <p>文書質問に関する議論がこれまでに<u>行われていない</u>。</p> <p>議会は地自法により調査権があり市長に直接公開の場合（本会議）で質疑できるため、文書による回答を要する場面の想定が曖昧であると思われること、国会では原則可能となっているが、そのまま地方議会にあてはめることが適当であるのかどうかについて。専門的知見の活用による<u>意見を求める</u>こととした。</p>

項目	とりまとめ案	作業部会素案	各会派意見	解説
第6章 議会の機能強化				
6-1 議員研修 	<p>議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、広く各分野の専門家や市民等との研修会を実施し、議員研修の充実強化に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。</p> <p>「議会による研修」について、2011年制定の93議会中77条例（82.8%）にて明文化されている。</p> <p>【知見】 議会基本条例についての理解は、制定した期の議員がもっとも深く、その後当選してくる新人議員などに理解してもらうためにはかなりの努力が必要なのが実態です。内向きと捉えるのではなく、市民のために必要な議会基本条例の理解を確保するための活動と理解され、盛り込まれることが望ましいと考えます。</p>	<p><u>A案</u> 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、議員の任期開始後、<u>速やかにこの条例等に関する研修</u>を行うものとする。</p> <p>2 議会は、議員の政策立案及び政策提案の能力向上のため、研修の充実強化を図るものとする。</p> <p><u>B案</u> 議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。</p> <p>【市民アンケート】 （その他の記述内容の要約） ・議員としてのスキル・知識を向上させ、質問力を向上してほしい。 ・議員の質を向上させないと改善されない。</p>	<p>A案：公明党・共産党・民主党・政翔会 B案：政友会・無所属（松石委員）</p>	<p>◆B案を採用し一部追記。専門的知見の活用による<u>意見を求める</u>こととした。</p> <p>「広く各分野の専門家や市民等との研修会を実施し」という形での明文化が多く、他の市条例にて行われているので追記した。</p> <p>12-3の「<u>条例に関する研修</u>」を統合したが、これまでに議論されていない案件であること、さらに、<u>内向きの内容を条文化することについての是非について専門的知見の活用による意見を求める</u>こととした。</p>
6-2 議員相互の討議の推進	<p>議員は、議会の機能を発揮するため、委員会等において、積極的な議員間の討議に努めるものとする。</p> <p>2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等に積極的に取り組むものとする。</p> <p>「議員間討議」について、2011年制定の93議会中90条例（96.8%）にて明文化されている。</p>	<p><u>A案</u> 議員は、議会の機能を発揮するため、委員会等において、積極的な議員間の討議に努めるものとする。</p> <p>2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等に積極的に取り組むものとする。</p> <p><u>B案</u> 議会は、議員間討議が積極的に行われるよう会議を運営するものとする。</p>	<p>A案：公明党・民主党 B案：政翔会・政友会・無所属（松石委員） 別案：共産党</p> <p>※共産党 議会は、必要に応じて議員相互の討議が行われるよう、会議の運営に努めるものとする。</p>	<p>◆A案を採用した。</p> <p>A案の方が具体性がありわかりやすいと判断した。</p> <p>共産党案は問題ないが、より具体性をもたせるために採用しなかった。</p>
6-3 政策立案及び政策提言	<p>【知見】 ◎ 議員間討議 議員間討議は、合意形成を目指しておこなうことは当然ですが、結果的には多様な見解の存在を明確にし、賛否を分かち論点が何であるかを明確にすれば、合意に至らなくても十分に意義のあることと考えます。そこで、条文上に「論点、争点を明らかにするとともに」という文言を加えてはどうでしょうか。</p> <p>（削除）</p>	<p><u>A案</u> 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。</p> <p><u>B案</u> 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提案を推進するため、政策討論会を開催することができる。</p>	<p>A案：公明党・共産党・政翔会・無所属（松石委員） B案：民主党・政友会</p> <p>※共産党 6-3 政策立案及び政策提言 → 「議会の機能強化」に変更</p> <p>※政友会 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提案を推進するため、政策討論会を開催することができる。</p>	<p>◆削除</p> <p>5-7を削除したことと同様、1-3、2-1、2-3、5-1と重複するため削除した。6-2にも似た表現がある。</p>

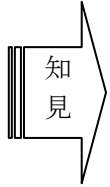
<p>6-4 審査・調査活動学識経験者等の活用</p>	<p>議会は、議案の審議の充実、政策形成機能の強化及び政策の効果の評価に資するため、学識経験を有する者等の知見を積極的に活用するものとする。</p>	<p><u>A案</u> 議会は、議案の審査又は市長等の事務に関する調査を行うため、学識経験を有する者等に対し、必要な専門的事項に関する調査を行わせることができる。</p> <p><u>B案</u> 議会は、法第100条の2の規定による専門的事項に係る調査に当たり、学識経験を有する者の積極的な活用に努めるものとする。</p>	<p>A案：政翔会・無所属（松石委員） B案：公明党・民主党・政友会 統合：共産党</p> <p>※共産党 6-4 調査研究機関の設置 → 「審査・調査活動」に修正 (11-3 と統合) (11-3 A案) 議会は、議会がもつ調査権に基づき、市政の課題に関し必要に応じて調査活動を行うものとする。 (A案) 2（追加） 議会は、議案の審査又は市長等の事務に関する調査を行うため、学識経験を有する者等に対し、必要な専門的事項に関する調査を行わせることができる。</p>	<p>◆統合案を作成した。</p> <p>A案は地自法 §100 の2 とほぼ同文であるため、条文とすることは適切ではないと考える。</p> <p>共産党案を採用し、11-3 と統合し、調査に関する条文を整理した。</p> <p>「調査研究機関の設置」というタイトルと条文内容が相違しているため、一旦共産党案のタイトルを採用したが、内容が学識者等に対するものなので再変更し、「学識経験者などの活用」とした。</p>
<p>6-5 調査機関の設置</p>	<p>議会は、議会活動及び政策の重要案件に関する調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。</p> <div data-bbox="290 1056 964 1134" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「付属・調査機関」について、2011年制定の93議 会中13条例（14.0%）にて明文化されている。</p> </div>			<p>◆1項追加した</p> <p>先進市事例においては付属・調査機関を設置する傾向にあるため追記した。</p>
<p>6-6 予算の確保</p>	<p>議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。</p>	<p><u>A案</u> 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。</p> <p><u>B案</u> 市長は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会が、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、かつ政務調査機能の充実を図るために必要な予算の確保に努めるものとする。</p>	<p>A案：公明党・共産党・政翔会・政友会 無所属（松石委員） B案：民主党</p>	<p>◆A案を採用した。</p> <p>B案は市長に対する義務付けのみであるため採用しなかった。</p>


項目	とりまとめ案	作業部会素案	各会派意見	解説
第7章 議会改革の推進				
7-1 議会改革の継続的な取り組み 	議会は、二元代表制における機能強化及び時々において最も効率の良い議会運営を実現するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。 2 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、議会の会議に関する規則、委員会に関する条例、議会内での申し合わせ事項等を継続的に見直すものとする。 3 議会は、前2項の規定による取組を行うため、議員で構成する推進組織を設置することができる。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>「議会改革推進組織」について、2011年制定の93議会中21条例（22.6%）にて明文化されている。</p> </div>	A案 議会は、社会経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。 2 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、議会の会議に関する規則、委員会に関する条例、議会内での申し合わせ事項等を継続的に見直すものとする。 B案 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 2 議会が、この条例を改正しようとするときは、常に本会議において改正の理由を説明しなければならない。	A案：公明党・共産党・政翔会・政友会 無所属（松石委員） B案：民主党	◆7-1のA案を一部修正して採用し、7-2を統合した。また、専門的知見の活用による意見を求めることとした。 1-3の基本方針で記述した「議会改革の推進」の実行をここで明記することになるが、B案における本会議での説明の必要性は理解できなかったため採用しなかった。（現在は中間報告で対応） 議会改革の目的が「迅速に対応するため」とするよりも「二元代表制における機能強化及び時々において最も効率の良い議会運営を実現するため」が適切と考え修正した。
7-2 検討会の設置	<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;"> <p>【知見】 委員会化すると、委員会条例の規定の下に置かれることになります。常任委員会であれば、複数所属についての新しいルールも必要となります。少数会派のオブザーバー参加や、外部意見の聴取のための手続など、委員会条例の枠外で自由に設定できた方が望ましいという判断が、委員会と別種の組織を設置することにつながっているものと思われます。</p> </div> <p>（7-1との統合により削除）</p>	A案 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会制度検討会を設置する。 2 前項に定めるもののほか、議会は、議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があるときは、議決により、議員で構成する検討会を設置することができる。 3 第1項の議会制度検討会及び前項の検討会に関し必要な事項は、議長が別に定める。	A案：公明党・共産党・民主党・政友会 ※公明党 ・「 <u>検討会</u> 」を「 <u>検討特別委員会</u> 」へと変更する ・第2、3項は削除 ※共産党 第2・3項を削除 ※政翔会 議会運営委員会で権能強化で済むのでは？今後は特に必要無いと思われる。	先進市でも本条例をもって委員会を設置するのではなく「 <u>検討会</u> 」に留めている。条例設置では常任委員会化するが現行地自法では問題は無いはずであるが、何らかの理由がありそうである。これはこれまでに議論されていない項目でもあり、専門的知見の活用による意見を求めることとした。なお、ここでは「推進組織を設置することができる」に留めた。
7-3 交流及び連携の推進 	<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;"> <p>【知見】 単独の議会では対応できない、議会改革の課題があります。たとえば、法律レベルでの自治体制度の改革を求めることが必要な場面や、複数の議会が協力して議員立法を推進するためのシンクタンクを設置するなどです。そういう課題が想定されているので、多くの議会が連携推進の規定を置いているものと認識しています。</p> </div>	A案 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するものとする。	A案：公明党・民主党・政翔会・政友会 ※公明党 <u>「他の自治体の議会との」を「他の自治体の議会及び学術機関との」</u> へと変更する ※無所属（松石委員） 「分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、」不要ではないか	◆変更なしだが、専門的知見の活用による意見を求めることとした。 本当に他の議会との交流をするのか？これまでに全く議論されていないので専門的知見の活用による意見を求めることとした。 共産党案の「他の学術機関との交流」は龍谷大学等が関西各市議会と行っている連携協定の形を示すと考える。条文化すれば実行が求められ、かくあるべきと考えるが、こうした連携はこれまでに議論されたことがなくコンセンサスが得られていない。 松石委員案により一部削除すれば目的が見えなくなると思われたため採用しなかった。

項目	とりまとめ案	作業部会素案	各会派意見	解説
第8章 議員の政治倫理条例 → 議員の政治倫理				「条例」を削除
8-1 議員の政治倫理条例	議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。 2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。	<u>A案</u> 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。 2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。	A案：全会派・無所属（松石委員）	◆文言修正のみ。 8-1のタイトルから「条例」を削除 先進市事例でも多く採用されているように、政治倫理条例（現在審査中）の準用で良いと思われる。

項目	とりまとめ案	作業部会素案	各会派意見	解説
第9章 議会及び議会事務局等の体制整備 → 議会事務局等の体制整備				◆9-1 削除により文言修正した。
9-1 議員政策研究会及び議会活性化会 知見	議会の政策形成機能を充実させるため、別に定めるところにより、議会に議員政策研究会を置くことができる。 「政策検討組織」について、2011年制定の93議会中25条例（26.9%）にて明文化されている。 【知見】 常任委員会を議案の審査の場ととらえ、政策提案のための調査研究の場は別に必要と考えることが多いので、少なくない数の議会基本条例に議員による政策研究組織が規定されています。しかし、実際に動かし始めると、扱う政策分野を所管する常任委員会との調整が不可欠であることに気づき、実際には常任委員会と同じメンバーで、名称だけ政策研究組織の名前にするという例も生じています。委員会活動の活性化の中に吸収するのも現実的な考え方かと思えます。	<u>A案</u> 議会の政策形成機能を充実させるため、別に定めるところにより、議会に議員政策研究会を置く。 2議会の改革に継続的に取り組むとともに、この条例の趣旨に基づく議会運営等を確保するため、別に定めるところにより、議会に議会活性化推進会議を置く。 3 議会は、議員政策研究会及び議会活性化推進会議の充実強化を図るものとする。	A案：民主党・政翔会 削除：共産党・政友会 検討中：公明党 ※政友会 第6章の第3条項に集約すべき	◆一部修正し、専門的知見の活用による意見を求めることとした。 「議員政策研究会」について、これまで議論されたことはないため、専門的知見の活用による意見を求めることとした。とりまとめとしては、他市事例において多く制定されているため条文として残した。ただし、「置く」を「置くことができる」とした。よって設置されないケースを想定し、A案第3項は削除した。 A案第2項は7-2（7-1と統合）の「検討会」との関係が見えないので削除した。 政友会案での6-3は重複により削除した。
9-2 議会事務局の体制整備	議会は、議員の活動を補佐し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるとともに、議員の政策決定、政策立案及び政策提案・提言を支援するため、事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。 「議会事務局機能拡充」について、2011年制定の93議会中87条例（93.5%）にて明文化されている。	<u>A案</u> 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び政策法務の機能の充実を図るものとする。 <u>B案</u> 議長は、議員の政策立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実強化を図るよう努める。	A案：共産党・政翔会・政友会 無所属（松石委員） B案：公明党・民主党	◆全面修正。 A案は「政策法務」という表現で条例提案をより意識していると思われる。
9-3 議会図書室	議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の充実に努めるものとする。	<u>A案</u> 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。 <u>B案</u> 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。	A案：公明党・共産党・民主党・政友会 B案：政友会・無所属（松石委員）	◆A案を採用文言修正した。 議会図書室は地自法§100の18・19項で設置が義務付けられているが全国的に機能していない。よって「機能の充実」という文言を入れた。

項目	とりまとめ案	作業部会素案	各会派意見	解説
第10章 議員の定数及び議員報酬				
10-1 議員の定数	<p>議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。</p> <p>2 議会は、議員の定数の改定に当たっては、市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。</p> <p>3 議員の定数は、別に条例の定めるところによる。</p>	<p><u>A案</u> 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。</p> <p>2 議会は、議員の定数の改定に当たっては、市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。</p> <p>3 議員の定数は、別に条例の定めるところによる。</p>	<p>A案：全会派・無所属（松石委員）</p> <p>※無所属（松石委員） 原則賛成、文案検討中</p>	<p>◆変更なし。</p>
10-2 議員報酬	<p>議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定められなければならない。</p> <p>2 議員報酬は、別に条例の定めるところによる。</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【知見】 節約の観点や、他市との横並びという観点ではなく、仕事に応じた報酬をという考え方は妥当なものだと思います。とはいえ、他の自治体に対して突出した処遇が市民に理解、支持されるかは疑問ですから、ある程度「社会的な常識」に従うことも必要と考えます。</p> </div>	<p><u>A案</u> 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定められなければならない。</p> <p>2 議員報酬は、別に条例の定めるところによる。</p>	<p>A案：公明党・民主党・政友会 無所属（松石委員） 別案：共産党・政翔会</p> <p>※共産党 議員報酬は、報酬審議会等での議論をふまえ、別に条例の定めるところによる。</p> <p>※政翔会 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況等を勘案し、市民の意見を聴取した上で定めるものとする。 2 議員報酬は、別に条例の定めるところによる。</p> <p>※無所属（松石委員） 原則賛成ながら「議員の活動状況を反映することを主眼に」部分の文案検討中</p>	<p>◆変更なしであるが、専門的知見の活用による意見を求めることとした。</p> <p>松石委員指摘の「議員の活動状況を反映することを主眼に」が意味するところが明確でないと思われるので、専門的知見の活用による意見を求めることとした。</p> <p>共産党案にある報酬審議会は奈良市特別職報酬等審議会規則 § 2 「議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額の決定について、市長の諮問に応じて審議し、その意見を答申するものとする」として規定されているので市長からの諮問が必要となる。また、当該審議会は市の附属機関であるので本条例では記述が困難である。</p> <p>政翔会案では類似他市調査を明記しないものであるが、ある程度根拠として定着している調査であると思われるので採用しなかった。</p>



項目	とりまとめ案	作業部会素案	各会派意見	解説
第11章 政務調査				
11-1 所管事務 調査	(削除)	<u>A案</u> 常任委員会は、閉会中においても所管事務調査を実施し、行政監視を行うとともに積極的に政策立案、政策提言等を行うものとする。	A案：民主党・政翔会・政友会・無所属（松石委員） 削除：公明党・共産党 ※公明党 3-1 B案に集約されるので削除	◆削除 取りまとめ案2-2-1（元3-1）の第2項と重複するので削除した。
11-2 政務調査 費 	会派又は議員は、政策形成能力の向上、議会の活性化等を図るため、政務調査費を有効に活用し、積極的に調査研究及び政策提案・提言を行うものとする。 2 会派又は議員は、政務調査費を適正に執行するとともに、その使途の透明化を確保するため、これを公表するものとする。 3 政務調査費に関しては、別に条例で定めるところによる。 【知見】 来年3月1日より、政務活動費となりますので、使途範囲を条例によって明記するなどの対応が必要となります。 使途の公表については、1円以上の領収書添付の公開がもはや当たり前で、それをやっていない議会は、いずれそれに対応するか、あるいは、政務活動費の支給を取りやめるかのいずれかにならざるを得ないだろうと思います。 すべての使途の公開を前提としたうえで、どんな範囲に使えるかが議論されるべき課題となっています。	<u>A案</u> 会派及び議員は、政務調査費を有効に活用し、市政に関する調査研究を積極的に行うものとする。 2 会派及び議員は、政務調査費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。 3 議会は、政務調査費の収支報告書を公表すること等により、政務調査費の透明性の向上に努める。 4 前3項に定めるもののほか、政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによる。 <u>B案</u> 会派及び議員は、政務調査費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。 2 政務調査費の交付に関しては、別に条例の定めるところによる。	A案：公明党・共産党・民主党 B案：政翔会・政友会・無所属（松石委員） ※政翔会 すでに、政務調査費の交付に関しては別途の条例により定められているので、この条項においては詳細に表記する必要は無い。	◆A案を採用し文面を修正した。一部専門的知見の活用による意見を求めることとした。 公表については議論が尽くされていない。これについては専門的知見の活用による意見を求めることとした。 B案よりもA案に具体性があると考えられる。また、B案の交付に関する条文は必要と思われなかったため採用しなかった。 政翔会案の、他の条例により定められているとの指摘については、その条例が「政務調査費の交付に関する条例」「同交付に関する規定」であるため、本項同趣旨の条文は無い。よって採用しなかった。
11-3 審査・調 査活動	(削除)	<u>A案</u> 議会は、議会が持つ調査権に基づき、市政の課題に関し必要に応じて調査活動を行うものとする。	A案：民主党・政翔会・政友会・無所属（松石委員） 削除：公明党・共産党・ ※共産党 6-4 と統合	◆削除した。 共産党案、6-4の「審査・調査活動」と統合した。

項目	とりまとめ案	作業部会素案	各会派意見	解説
第12章 総則				
12-1 条例の見直し	<p>議会は、常に市民の意見、社会情勢その他の状況の変化を勘案し、議会運営に係る不断の評価及び改善を行い、必要があると認める時は、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>「評価・見直し」について、2011年制定の93議会中88条例（94.6%）にて明文化されている。</p> </div>	<p><u>A案</u> 議会は、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>A案：共産党・民主党・政友会・無所属（松石委員） 別案：公明党・政翔会</p> <p>※公明党 「議会は、<u>この条例案が達成されているかどうかについて、常に検証し必要に応じて議会に関する条例等の見直しを行い</u>その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする」という文章に変更</p> <p>※政翔会 議会は、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>◆公明党案を一部修正して採用した。</p> <p>成案すると「案」ではないこと、および「必要に応じた議会に関する条例等の見直し」は「所要の措置」に含まれると思われるので公明党案の文言整理をした。</p>
12-2 他の条例との関係	(削除)	<p><u>A案</u> この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。</p>	<p>A案：民主党・政翔会・政友会・無所属（松石委員） 削除：公明党・共産党</p> <p>※公明党 1-4 最高規範性に集約されるので、削除</p>	<p>◆削除</p> <p>1-4の「最高規範性」を残すなら重複し、それを削除しても他の条例と整合性を図るのは本条例に限ったことではないため削除した。</p>
12-3 議会及び議員の責務	(削除)	<p><u>A案</u> 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の厳粛な信託にこたえなければならない。 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。</p>	<p>A案：公明党・民主党・政翔会・政友会・無所属（松石委員） 削除：共産党</p> <p>※公明党 「<u>厳粛な信託</u>」を「<u>負託</u>」へと変更</p> <p>※政翔会 「<u>厳粛な</u>」を削除</p> <p>※無所属（松石委員） 「研修を行わなければならない」→「研修を行う」</p>	<p>◆削除</p> <p>条例・規則を順守することは当然であり、「くどさ」を感じるので削除した。</p> <p>第2項については6-1の「議員研修」へ移行した。</p>
12-4 委任	(削除)	<p><u>A案</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議会が定める。</p>	<p>A案：民主党・政翔会・政友会・無所属（松石委員） 削除：公明党・共産党</p> <p>※公明党 委任されることがなければ削除</p>	<p>◆削除</p> <p>想定される委任予定がないため削除した。</p>

※吹き出しにて提示した2011年制定の事例数は、『議会改革白書 2012年版』（廣瀬克哉ら、生活社、182-247）からの引用。

【知見】

【全体的なコメント】

- ・東京財団3原則など、2012年型の議会基本条例として満たすべき項目はほぼ満たした条例案。
- ・盛り込まれていないのは「議会の附属機関」、「住民投票」くらいでしょうか。附属機関としては位置づけない調査機関の設置は想定されていますので、全体的な構成として必要十分な項目をカバーしていると考えます。

◆質疑の方式と時間制限、回数制限等（5-2 関連）

- ・一問一答と、一括質問・一括答弁は選択制にしている議会も少なくありません。合意形成が容易であること、限られた時間内に多くの項目について少なくとも問題提起だけはしたい、というような場合には一括方式の方が使いやすいということが背景にあると思います。

時間については、政令市以外の市議会の場合には、往復であれば60分、片道であれば40分というのが「相場」ではないかと思います。反問権が行使された場合には、反問への議員からの答弁まで含めて、この時間制限の枠外とすることが一般的です。

回数制限については、一括方式では再々質問・再々答弁までとしている例がほとんどかと思えます。一問一答の場合には回数制限を外すことが一般的です。

◆会議規則と議会基本条例の関係

- ・資料のなかに、既存の会期規則と議会基本条例素案との関係に言及されている箇所がありましたが、議会基本条例を「最高規範」にしようとすることは、当然のこととして、議会基本条例に合わせて会議規則を修正することを意味しています。会議規則は議会が議決すれば自由に修正できるものです。